

財務諸表の記載要領（個人）

令和4年3月31日

□貸借対照表

1. 貸借対照表は、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
2. 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

期首資本金	前期末の資本合計
事業主借勘定	事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定	事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益（事業主損失）	損益計算書の事業主利益（事業主損失）
3. 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
4. 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
5. 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
6. 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
7. 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
8. 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
9. 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること

□損益計算書

1. 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
2. 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
3. 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
4. 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
5. 建設業以外の事業（以下、「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
6. 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
7. 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。